

市からの連絡帳

目 税・年金 令和5年度の納期

今年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。納税通知書は1期の月の初旬に送付予定です。

納期限を過ぎると延滞金の加算や差押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。納税にはさまざまな方法があります。お困りの事情がある方などは下記へご相談ください。

□納期		
1期	5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税(種別割)
	6月	市・都民税(普通徴収)
2期	7月	固定資産税・都市計画税
	8月	市・都民税(普通徴収)
3期	10月	市・都民税(普通徴収)
	12月	固定資産税・都市計画税
4期	1月	市・都民税(普通徴収)
	2月	固定資産税・都市計画税

※納期限日は各納期月の末日(12月は25日)。(土)・(日)・(祝)など金融機関休業日の場合は、翌営業日に繰り延べ
▶納税課 ☎042-460-9831

市税・国民健康保険料の休日・夜間納付相談窓口

- 時 ● 夜間窓口… 4月18日(火)・20日(木) 午後8時[※]～(市税相談のみ)
- 休日窓口… 4月15日(土)・16日(日) 午前9時～午後4時(国民健康保険料の納付相談は4月16日(日)のみ)

- 場 田無庁舎
 - 市税…納税課(4階)
 - 国民健康保険料…保険年金課(2階)
- ※電話または窓口で相談可
- 内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行[※]
 - ▶納税課 ☎042-460-9832
 - ▶保険年金課 ☎042-460-9824

QRコードを利用してクレジットカードなどでの納税ができます

4月から納付書に印字されるQRコード(eL-QR)を利用して、「地方税お支払サイト」から納税ができます。

□対象税目 市民税・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

□納付方法 クレジットカード(別途手数料あり)、インターネットバンキング、スマホ決済アプリ[※]

地方税お支払サイト
▶納税課 ☎042-460-9831

固定資産税の土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者が所有する土地や家屋の評価が適正かどうかをほかの土地や家屋の価格との比較を通じて確認できます。

- 時 4月3日(月)～5月31日(水)
- 場 資産税課(田無庁舎4階)
- 対 ①市内の土地・家屋の固定資産税納税者 ②①の同居の親族の方 ③①

の委任を受けた方 ④納税管理人
持 納税者本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など顔写真入りの身分証明書または5月1日(月)に発送予定の納税通知書)

※代理人の場合は委任状も必要
※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

※「固定資産名寄帳」の閲覧方法は従来どおりですが、期間中は手数料が無料です。

※納税通知書の課税明細書には、課税されている土地・家屋を示しており、課税していない物件(道路[※])は表示していません。

▶資産税課 ☎042-460-9829・9830

国民年金の学生納付特例制度

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し保険料を納める必要がありますが、学生の方で納付が困難な場合は、学生納付特例(以下「学特」という)を申請し、承認を受けると学生期間中の保険料が納付猶予されます。申請は毎年度必要です。

□令和4年度分が承認済みで在学中の方 年金事務所から申請書(はがき)が4～6月に順次郵送されます。必要事項をご記入のうえ返送してください。

※在学する学校の変更や大学院などへ進学された方は新たに申請が必要

対 学生で申請年度前年の本人所得が一定額以下または失業などの理由がある方 ※一部対象とならない学校[※]

※学特承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、年金受給額計算には含まれません。

□過去期間の申請をする方 2年1カ月前まで申請できます。

場 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

持 ● 基礎年金番号通知書(年金手帳)またはマイナンバーカード ● 在学期間が分かる学生証(コピー可。裏面に記載がある場合は両面)または在学証明書(原本) ● 離職票[※]

問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

福祉

介護職員初任者研修課程の受講料を助成

介護人材を育成し、質の高い介護保険サービスの提供を図るため、介護職員初任者研修課程の受講料を助成します。

□助成対象 研修に係る受講料・教材費[※](上限額5万円まで)

□対象者 4月1日(土)以後に開講された介護職員初任者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた方で、次のいずれかに該当する方

- 在任で、市内の介護サービス事業所に介護職員として就業する見込みがある
- 市内の介護サービス事業所に従事している介護職員

申 令和6年3月29日(金)(郵送は、31日(日)(消印有効))までに「介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書」に必要な書類を添えて〒188-8666市役所高齢者支援課へ郵送または持参(田

無第二庁舎1階)
※詳細は市 ☎ または下記へお問い合わせください。
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

高齢者福祉手技治療割引券の交付

65歳以上の方が高齢者指定治療院でマッサージ治療などを受ける際に、治療料の一部を助成する割引券を交付します。

□申請受付 4月3日(月)から
□枚数 割引券12枚を限度に交付(申請月に基づき月1枚換算)

□助成内容 1回の保険外治療料から1,000円を割引

申 本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証・保険証[※])を持参のうえ、高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)または出張所の窓口へ

※来庁での申請が困難な場合は下記へお問い合わせください。

市内の治療院の方

新たに高齢者指定治療院の指定を希望する場合は、下記へお問い合わせください。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

在宅で介護をしている方 家族介護慰労金を支給

在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために、家族介護慰労金を支給します。

対 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上市民税非課税世帯に属する方

※申請日の属する月の前月末日が基準
※前年度支給を受けている方は、申請から1年以上経過していなければ申請できません。

□要件	
過去1年間以上	要介護4または5と認定されている高齢者
	市民税非課税世帯に属する高齢者 介護保険サービスを利用していない高齢者(通算7日間までの短期入所生活介護(ショートステイ)または短期入所療養介護(医療型ショートステイ)利用を除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院などに延べ90日以上長期入院をしていない高齢者

□慰労金支給額 年額10万円

□申請 12月28日(木)までに、介護保険被保険者証・金融機関の口座が分かるものを高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ持参

▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

庁舎窓口に手話通訳者を配置

各課でのお手続・ご相談などで必要な場合にご利用ください。

□日時・場所(障害福祉課窓口)

防災・保谷保健福祉総合センター	田無庁舎
毎月第1(水) 午後1時～5時	毎月第3(金) 午後1時～5時
4月5日(水)	4月21日(金)
5月10日(水)	5月19日(金)

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎042-420-2804
FAX 042-466-9666

子育て

出産・子育て応援事業を開始しました

市では、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援のため、3月9日から出産・子育て応援事業を開始しました。妊産婦の方の相談などに応じる伴走型支援と妊娠・出産時の面談を受けた方を対象とした経済的支援を行います。

対象となる方には妊娠届出時、出産後の赤ちゃん訪問の際にご案内しています。

また、令和4年度の対象者(令和4年4月1日～令和5年3月8日の間に出産した方もしくは妊娠届を出した方で、令和5年3月9日時点で市内に住民登録している方)には、3月下旬にオレンジ色の封筒で個別に案内を送付しています。

※対象者で案内が届いていない方は下記へお問い合わせください。

▶健康課 ☎042-438-4021

スポーツ

スポーツ振興事業補助金 スポーツ大会へ出場する方への補助金

大会出場に伴う交通費・宿泊料の一部を補助します。

※対象大会…国・地方公共団体などが主催または共催する地域の予選大会を経た関東大会・全国大会・国際大会

※開催地域などにより限度額[※]
※補助が受けられるのは年度当たり1回限り

対 ● 個人…在住で個人戦または選抜チームの一員として大会に出場する
● 団体…市内に活動の本拠があり、在住者が2人以上である

申 大会出場後1カ月以内に申請書などを提出

※申請書などは市 ☎ ・スポーツ振興課(田無第二庁舎5階)で配布

▶スポーツ振興課 ☎042-420-2818

暮らし

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

時/場 4月15日(土)午前9時30分～午後0時30分/田無庁舎5階

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
※原則、昭和56年5月31日以前の建築

定 8人(申込順) ※1人35分程度

申 4月12日(水)までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会
▶住宅課 ☎042-438-4052

4月1日(土)から越境した竹木の枝の切り取りに関するルールが変わります

改正民法の施行により、民法第233条に基づく越境した竹木の枝の切り取りに関するルールが変更になります。

市内に空き家などを含む住宅を所有している方は、敷地内の樹木などの適正な管理にご留意ください。

※詳細は市 ☎ をご覧ください。

▶住宅課 ☎042-438-4052



市 ☎